

秋田県観光文化スポーツ部
文化振興課関係
補助金等交付要綱

文化振興課

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に定めがあるものを除くほか、秋田県観光文化スポーツ部文化振興課が所管する補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称及び交付目的、交付の対象とする事務または事業（以下「補助事業等」という）の種類、補助金等の率又は額、補助事業者、補助金等交付申請書及び実績報告書の提出期限等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書等)

第3条 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金等交付申請書には、事業実施計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添付するものとする。

(補助金等の交付の条件等)

第4条 補助金等の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 別表第2に定めるものに該当するとき。
 - イ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示事項及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、補助金等交付決定変更承認申請書（様式第4号）及び補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出して行うものとする。

3 第1項第3号の規定による知事への報告は、別に定めるものとする。

(補助事業等遂行状況報告書)

第5条 財務規則第253条の規定による知事への報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第7号）により行うものとする。

(補助事業等実績報告書)

第6条 財務規則第255条に規定する実績報告書は、補助事業等実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 前項の補助事業等実績報告書には、事業実績書（様式第9号）及び収支精算書（様式第

10号)を添付するものとする。

(補助金等の請求)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、請求書を提出するものとする。

2 前項の請求書には、補助金等を請求すべき根拠を証する書類を添付するものとする。

(概算払及び前金払)

第8条 財務規則第258条第2項、第3項及び第4項の規定により、概算払又は前金払をすることができる補助金等は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 補助事業者は、概算払又は前金払を受けようとするときは、補助金等概算払(前金払)申請書(様式第11号)に請求書を添えて提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第9条 補助事業者は、財務規則第261条の規定による知事の承認を受けようとするときは、取得財産目的外処分承認申請書(様式第12号)を提出するものとする。

(手続の一部省略)

第10条 財務規則第263条の規定により、手続の一部を省略することができる補助金等は、別表第4に掲げるとおりとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表一覽

別表第1	・ ・ ・ ・ ・	文化振興課関係補助金等一覽
別表第2	・ ・ ・ ・ ・	知事の承認を必要とする補助金等交付条件
別表第3	・ ・ ・ ・ ・	概算払（前金払）をすることができる補助金等
別表第4	・ ・ ・ ・ ・	手続の一部を省略できる補助金等

様式一覽

様式第1号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等交付申請書
様式第2号	・ ・ ・ ・ ・	事業実施計画書
様式第3号	・ ・ ・ ・ ・	収支予算書
様式第4号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等交付決定変更承認申請書
様式第5号	・ ・ ・ ・ ・	補助事業等中止（廃止）承認申請書
様式第6号	・ ・ ・ ・ ・	削除
様式第7号	・ ・ ・ ・ ・	補助事業等遂行状況報告書
様式第8号	・ ・ ・ ・ ・	補助事業等実績報告書
様式第9号	・ ・ ・ ・ ・	事業実績書
様式第10号	・ ・ ・ ・ ・	収支精算書
様式第11号	・ ・ ・ ・ ・	補助金等概算払（前金払）申請書
様式第12号	・ ・ ・ ・ ・	取得財産目的外処分承認申請書

別表第1（第2条関係）

文化振興課関係補助金等一覧

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金の率 又は額	補助事業者等	補助金等 交付申請書 の提出期限	補助事業等実績報告書の提出 期限	書類の 提出先
秋田県地域文化 振興事業費補助金	地域文化の振興を図るため、文化団体が行う地域文化活性化活動や後継者育成活動に対する助成	地域文化 振興事業	別に定める	一般社団法人秋田県 芸術文化協会	別に定める	事業終了後1か月以内又は 当該年度の3月31日までの いずれか早い期日	文化振興課
国民文化祭出演 団体派遣事業費 補助金	国民文化祭への参加を促進、奨励するため参加団体の旅費の一部に対する助成	国民文化祭出演 団体派遣事業	別に定める	県内芸術文化団体	別に定める	事業終了後1か月以内又は 当該年度の3月31日までの いずれか早い期日	文化振興課
文化による地域の 元気創出事業費補 助金	地域の文化資源を活用した交流人口の拡大や地域の特色ある取組、文化団体の活動継続に資する取組を支援するため民間団体が行う芸術文化活動に対する助成	文化による 地域の元気 創出事業	別に定める	民間団体	別に定める	事業終了後1か月以内又は 当該年度の3月31日までの いずれか早い期日	文化振興課
劇団公演を活用し た交流人口拡大促 進事業費補助金	インバウンドや県内外からの交流人口の拡大を図るため、劇団等が行う秋田ならではの文化芸術資源をテーマとしたコンテンツを県内外に発信する活動に対する助成	劇団公演を活用 した交流人口拡 大促進事業	別に定める	舞台演劇を活動の主 とする民間団体	別に定める	事業終了後1か月以内又は 当該年度の3月31日までの いずれか早い期日	文化振興課

別表第2（第4条関係）

知事の承認を必要とする補助金等交付条件

補助金等の名称	経費の配分の変更	内容の変更
秋田県地域文化振興事業費補助金	別途定める	別途定める
国民文化祭出演団体派遣事業費補助金	別途定める	別途定める
文化による地域の元気創出事業費補助金	補助事業等に要する経費の配分の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減となる時	補助事業等の内容の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減となる時
劇団公演を活用した交流人口拡大促進事業費補助金	補助事業等に要する経費の配分の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減となる時	補助事業等の内容の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減となる時

別表第3（第8条関係）

概算払（前金払）をすることができる補助金等

補助金等の名称	概算払（前金払）の額	交付時期
秋田県地域文化 振興事業費補助金	交付決定額の10/10以内	別途定める
国民文化祭出演団体 派遣事業費補助金	交付決定額の10/10以内	別途定める
文化による地域の元気 創出事業費補助金	交付決定額の10/10以内	別途定める
劇団公演を活用した交流 人口拡大促進事業費補助金	交付決定額の10/10以内	別途定める

別表第4（第10条関係）

手続の一部を省略できる補助金等

補助金等の名称	省略できる手続
秋田県地域文化振興事業費補助金 国民文化祭出演団体派遣事業費補助金 文化による地域の元気創出事業費補助金 劇団公演を活用した交流人口拡大促進事業費補助金	財務規則第253条に規定する補助事業等の遂行状況報告

補助金等交付申請書

年 月 日

（宛先）秋 田 県 知 事

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等の交付申請額 円

4 補助事業等の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

（注） 1 及び 2 は、別表第 1 に掲げる内容と同一の記載内容とする。

事業実施計画書

事業の区分	対 象	事 業 内 容	積 算 内 訳

(注) この様式は、「文化による地域の元気創出事業費補助金」及び「劇団公演を活用した交流人口拡大促進事業費補助金」を除く補助金等の交付申請の際に使用すること。

収支予算書

収入の部

（単位：円）

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

（注） この様式は、「文化による地域の元気創出事業費補助金」及び「劇団公演を活用した交流人口拡大促進事業費補助金」を除く補助金等の交付申請の際に使用すること。

補助金等交付決定変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 秋 田 県 知 事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助金等の交付
条件等について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 円

4 補助金等変更申請額 円

5 変更を受けたい理由

(注) 1 変更前と変更後を明確に区分して記載した変更事業実施計画書及び変更収支予算書を添付すること。

2 記載方法は、黒二段書きとし、当初計画及び予算を上段（ ）書きで、変更計画及び予算を下段に記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）秋 田 県 知 事

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助事業等を中止（廃止）
したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 円

4 中止（廃止）する理由

5 中止（廃止）する部分

様式第 6 号（第 4 条関係） 削除

補助事業等遂行状況報告書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

住 所 （法人にあっては事務所の所在地）
氏 名 （法人にあっては代表者職氏名）

年 月 日付け指令 一 で交付決定通知のあった補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等の交付決定額 円
- 3 実施状況

補助事業等 等 名	年 間 計 画			月 日現在実施状況			進捗率 %	着 手 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
	事業量	事業費 円	補助金等 交付決定額 円	事業量	事業費 円	補助金等 受領額 円				
		円	円		円	円	%			

補助事業等実績報告書

年 月 日

（宛先）秋 田 県 知 事

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等の交付決定額 円
- 4 補助金等の実績額 円
- 5 差引増減額 円
- 6 交付決定年月日 年 月 日
- 7 交付決定通知書指令番号 指令 一
- 8 補助事業等の終了日 年 月 日

事業実績書

事業の区分	対象	事業内容	積算（実績）内訳

（注） この様式は、「文化による地域の元気創出事業費補助金」及び「劇団公演を活用した交流人口拡大促進事業費補助金」を除く補助金等の実績報告の際に使用すること。

収支精算書

収入の部

(単位 円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

(注) 収入及び支出に係る証拠書類等を添付すること。

(注) この様式は、「文化による地域の元気創出事業費補助金」及び「劇団公演を活用した交流人口拡大促進事業費補助金」を除く補助金等の交付申請の際に使用すること。

補助金等概算払（前金払）申請書

年 月 日

（宛先）秋 田 県 知 事

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

補助金等の概算払（前金払）について（申請）

年 月 日付け指令 ー により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算払（前金払）を受けたいので申請します。

1 補 助 金 等 の 名 称

2 補 助 事 業 等 の 種 類

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 補 助 金 等 の 決 定 額 円

5 既 受 領 額 円

6 今 回 請 求 額 円

7 概算払（前金払）を申請する理由

取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

（宛先）秋 田 県 知 事

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

補助事業等により取得（効用の増加）した財産を、目的外に処分することについて、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助事業等実施年度

4 財産の制限期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

5 目的外処分の内容 目的外の 使用 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸付 ・ 担保

（注）5は、該当するものをマルで囲むこと。

補助金等交付決定通知書

指令
年 月 日

補助事業者様

秋田県知事 印

年 月 日付で申請のあった補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知する。

1 交付決定額 円

交付決定額の内訳

補助対象事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国庫	県費	
計				

2 補助事業の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更書

指令
年 月 日

補助事業者様

秋田県知事 印

年 月 日指令第 号をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知する。

- 1 変更する事項
- 2 変更の範囲
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

交付額

項目	変更前				変更後			
	事業費	補助金	内 訳		事業費	補助金	内 訳	
			国庫	県			国庫	県

- 1 記載する事項は、不要部分を省略すること。
- 2 交付額は、交付決定額を黒書とし、変更後の額を朱書として二段書とすること。